

# 公益社団法人三重県私学振興会定款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人三重県私学振興会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を三重県津市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、三重県内の私立の高等学校、中学校、小学校、幼稚園、専修学校、各種学校及び特別支援学校（以下「私立学校」という。）の経営及び教育に対する援助、私立学校を設置している法人における退職金の支給の円滑化並びに青少年の健全育成の推進を図り、もって私立学校の振興及び地域における教育・文化の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 私立学校の経営基盤の強化及び改善に関する事業
- (2) 私立学校教育の調査研究及び私立学校の教職員の資質向上のための研修事業
- (3) 私立学校の教職員の退職手当支給に必要な資金給付に関する事業（以下「退職資金給付事業」という。）
- (4) 青少年の健全育成の推進に関する事業
- (5) 地域社会の教育文化向上に関する事業
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

(1) 正会員 三重県内で私立学校を設置する法人又は私学振興団体であってこの法人の目的に賛同して入会したもの

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して出資した個人及び団体

2 前項の正会員の種類は、次のとおりとする。

(1) 1号会員 次号以外の会員

(2) 2号会員 退職資金給付事業のみ対象となる会員

3 第1項に規定する会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

(会員資格の取得)

第6条 この法人の正会員又は賛助会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、理事会の承認を得なければならない。

2 前項の規定により、入会の承認をしたときは、理事長は会員名簿に所定の事項を記載するとともに申込者にその旨を通知する。入会を承認しなかったときは、直ちにその旨を申込者に通知する。

(出資金及び会費)

第7条 第5条第2項第1号に規定する1号会員は、総会において別に定める出資金を入会時に納入しなければならない。

2 前項による既納の出資金は、その理由のいかんにかかわらずこれを返還しないものと

する。

3 正会員は、総会において別に定める会費及び負担金を納入しなければならない。

(退会)

第8条 正会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 正会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議により当該正会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により正会員を除名しようとするときは、当該総会の1週間前までに当該正会員に通知し、かつ、総会で弁明の機会を与えなければならない。

3 理事長は、正会員を除名したときは、速やかに除名した正会員に対しその旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、正会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第7条第3項の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。

(2) 総正会員が同意したとき。

(3) 当該正会員が解散したとき。

### 第3章 総会

(構成)

第 11 条 総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(権限)

第 12 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 正会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの付属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 13 条 総会は、通常総会と臨時総会の二種類とし、通常総会は、毎年事業年度終了後 3 か月以内に、臨時総会は必要に応じて随時開催する。

(招集)

第 14 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 理事長は、5 分の 1 以上の正会員から、会議の目的たる事項を示して請求があったときは臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、理事長は当該総会の日の 1 週間前までに、正会員に対して、総会の日時、場所、目的、その他必要な事項を記載した書面により、通知しなければな

らない。

4 前項の規定にかかわらず、総会は、正会員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第 15 条 総会の議長は、理事長とする。ただし、理事長欠席の場合はその総会において出席会員の中から選出する。

(議決権)

第 16 条 総会における議決権は、1 正会員につき 1 個とする。

(決議)

第 17 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 4 分の 3 以上に当たる多数をもって行う。

(1) 正会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者が第 20 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第 18 条 正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を理事長に提出して、代理人にその議決権を代理行使させることができる。この場合においては、前条の規定の適用については総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第 19 条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事の中から議長が指名した 2 名の理事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 4 章 役 員

(役員を設置)

第 20 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 9 名以上 13 名以内。ただし、正会員の中から選任する理事は 8 名以上 11 名以内とし、学識経験者は 1 名又は 2 名とする。

(2) 監事 3 名

2 理事のうち 1 名を理事長、1 名を専務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 21 条 理事及び監事は、総会の決議により選任する。

2 理事長及び専務理事は、理事会の決議により理事の中から選定する。

(役員要件)

第 22 条 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

- 2 一般社団・財団法人法第 6 5 条第 1 項に規定する者並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 1 8 年法律第 4 9 号。以下「公益法人認定法」という。）第 6 条第 1 号に規定する者は、理事又は監事になることができない。

（理事の職務及び権限）

第 23 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び専務理事は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

（役員任期）

第 25 条 役員任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任をさまたげない。

- 2 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了の時までとする。
- 3 役員は、第 20 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退

任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第27条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 役員には、費用を弁償することができる。

(役員損害賠償責任の免除)

第28条 この法人は、一般社団・財団法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる役員損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議により免除することができる。

## 第5章 理事会

(構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び専務理事の選定及び解職

(招集)



第 31 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的、その他必要な事項を記載した書面をもって、理事会の日の 1 週間前までに、役員に対してその通知を発しななければならない。

4 前項の規定にかかわらず、役員全員の同意があるときは、理事会は招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第 32 条 理事会の議長は、理事長とする。ただし、理事長欠席の場合はその理事会において出席理事の中から選出する。

(決議)

第 33 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 34 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 6 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 35 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるもので構成する。

(1) 出資金

(2) 土地及び建物

(3) 貸付金

(4) 現金預金

(5) その他の資産

(資産の処分制限)

第 36 条 前条第 1 号及び第 2 号に規定する資産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、この法人の業務遂行上やむを得ない理由があるときは、総会において正会員の議決権の 3 分の 2 以上の決議により、処分又は担保に供することができる。

(借入金)

第 37 条 この法人の運営のため、資金を借り入れることができる。

2 借入金の限度及び条件については、理事会の決議により定める。

(経費の支弁)

第 38 条 この法人の経費は、資産（出資金、土地及び建物を除く。）をもって支弁する。

(資産の管理)

第 39 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は理事会が定める。

2 資産のうち出資金及び現金は、銀行等への預金、信託会社への信託、又は国債・公社債等の購入等安全確実な方法で管理しなければならない。

(事業年度)

第 40 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 41 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前

日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。

これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 42 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、通常総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 6 号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び正会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 組織運営及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なもの

を記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 43 条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成 19 年内閣府令第 68 号）第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 2 項第 4 号の書類に記載するものとする。

## 第 7 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 44 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 45 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定取消し等に伴う贈与)

第 46 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 か月以内に、公益法人認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 47 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益法人認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第8章 公告の方法

### (公告の方法)

第48条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第9章 事務局その他

### (事務局)

第49条 この法人に事務局を置き、職員の任免は理事長が行う。

2 事務局の運営に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が定める。

### (委任)

第50条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関して必要な事項については、理事会の決議を経て、理事長が定める。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の設立時の理事長は、宗村 南男とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散と公益法人の設立の登記を行ったときは、第40条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立登記の日を事業年度の開始日とする。